

# 内部者取引防止に関する内部管理態勢等のあり方に関する論点整理

平成 20 年 5 月 20 日  
日本証券業協会  
内部者取引防止に関する  
内部管理態勢等検討ワーキング

## 1. はじめに

今般、一部証券会社の元従業員が社内の未公表の重要事実に基づいて他の第三者と共謀の上、内部者取引（以下「インサイダー取引」という。）を行ったとして逮捕された事案が発生したところである。

協会員は、投資家が有価証券に投資する際、また、企業（発行体）が有価証券を発行して資金調達を行う際に市場仲介者としての機能を果たす公共的な役割を担っており、金融・資本市場における他の参加者以上に法令等遵守態勢及び内部管理態勢の整備が求められている。また、その役職員においても、市場仲介者としての公共性及び社会的使命の重要性を個々に認識し、法令を遵守するとともに、投資家から信頼されるための健全な社会常識、倫理感覚及び自己規律をもって、各自の職務に精励することが求められている。

協会員は、従来から、情報管理及び売買管理等の態勢整備を行ってきたところではあるが、本協会では、今回の件を受けて、更なる対応を検討し、インサイダー取引等の不公正取引防止に関する内部管理態勢等の整備・強化を図ることを目的として、本年 4 月 25 日、自主規制会議の下に本ワーキングを設置した。

本ワーキングでは、設置以降 3 回にわたり論点整理を行い、検討の方向性を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

## 2. 検討の概要について

### (1) 協会員における法人関係情報の管理態勢について

協会員においては、上場会社等に関する外部に公表されていない各種情報について、各社で定める基準等により、「法人関係情報」として管理しているところである。

この法人関係情報には、インサイダー取引の対象となる未公表の重要事実が含まれており、当該法人関係情報の管理が適切に行われていることが重要であることから、まず、この点について検討を行った。

#### 既存の対応

- ・ 協会員に対しては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）及び金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）により、業務運営の状況が、公益・投資家保護に支障が生じることのないよう、その取り扱う法人関係情報に関する管理又は顧客の有価証券の売買その他の取引等に関する管理について、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じることが求められている（金商法第 40 条第 2 項、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 5 号）。
- ・ また、協会員及びその役職員に対し、法人関係情報を提供して勧誘する行為又は法人関係情報に基づいて自己の計算において売買をする行為が禁止されている（金商法第 38 条第 6 号、金融業等府令第 117 条第 14 号、第 16 号）。
- ・ 協会員においては、これら法令等に対応するため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第 25 条等に基づき、社内規則を定めるなど、内部管理態勢の整備が求められているところである。

#### 対応の方向性

- ・ 上記のとおり、協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則等を制定するとともに、内部管理態勢の整備を行っているところではあるが、具体的な内容については、各社が実情に応じて整備することになっている。これについては、社内規則として必要な基本となる事項を定めることにより、同レベルで態勢の整備を行うことを明確にするべく、次の事項を含む法人関係情報に係る社内規則の制定・見直しを行い、その管理態勢を整備することを本協会の自主規制規則として明文化することとする。

イ．法人関係情報を取得した際の手続きに関する事項

ロ．法人関係情報を取得した者等における情報管理手続きに関する事項

ハ．法人関係情報管理部署の明確化及びその情報管理手続きに関する事項

ニ．法人関係情報の伝達手続きに関する事項

ホ．法人関係情報の消滅（抹消）手続きに関する事項

ヘ．禁止行為に関する事項

ト．法人関係情報に係る売買管理に関する事項 など

また、法人関係情報の範囲の明確化を図りつつ、上記内容を含めた、具体的な自主規制規則の制定に向けた検討を早急に行うこととする。

- ・ 更に、協会員が既に社内規則を保有する場合は、当該社内規則が今回規定する自主規制規則の要求を満たしているか否かについて、一斉点検を行い、必要に応じて速やかに態勢の見直しを行うことが適当である。
- ・ 以上、こうした整備をミニマムなものとして、更に各協会員が内部管理態勢の向上に向けた自助努力を行うことにより、情報の不適切な伝達等が行われない態勢が整うのではないかと考える。
- ・ なお、特別会員においても、融資ビジネス等に関連して、上場会社に関する未公表の決算情報、公開買付情報等の法人関係情報を取得するケースがあることから、こうした法人関係情報の管理については、各業態における業務の特性に応じて、整備されることが望ましいと考える。
- ・ 一方、先般、国会に提出された「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」において、銀行等の業務範囲の見直し等が行われる予定であるが、その中でも金融のグループ化等が進展する中、顧客に関する非公開情報の授受に関する規制の緩和等も盛り込まれる予定である。その際には、別途、必要に応じて、グループ会社間での情報管理方法等について、より広い観点で、本協会において検討することが望ましいと考える。

## (2) 協会の役員による株式取引のあり方について

協会の役員は、一般の投資家に比べて、その業務の性質から法人関係情報により近い立場にある。したがって、協会の役員の取引については、法令及び自主規制規則により、一般投資家に対する取引規制以上に厳格に管理されているところであるが、これらの取引の管理態勢についての検討を行った。

### 既存の対応

- ・ 協会の役員による株式取引については、一般投資家同様にインサイダー取引が禁止されている他、前述のとおり、金商法等により、法人関係情報に基づく自己売買、職務上知り得た情報を基に行う取引が禁止されている。更に、専ら投機的利益の追求を目的として行う取引等についても禁止されている。(金商法第 166 条、第 167 条、金商業等府令第 117 条第 1 項第 12 号、第 14 号、第 16 号)
- ・ また、協会規則において、協会の役員による信用取引が禁止され

ている他、地場出し・地場受け規制等により、協会員による役職員の有価証券取引の管理が求められている。(協会員の従業員に関する規則第7条第1項、第3項第4号、第5号)

- ・ 協会員においては、これら法令等に対応するため、各社毎に社内規則を定めるなど、内部管理態勢の整備に努めているところである。

対応の方向性

- ・ 協会員は、役職員の投資ルールに関し、社内規則等を制定するとともに、内部管理態勢の整備を行っているところではあるが、同レベルで態勢の整備を行うことを明確にするべく、次の事項を含む協会員の役職員に関する投資ルールを有すること、及びその管理態勢を整備することを本協会の自主規制規則として明文化することとする。

イ．役職員の範囲に関する事項

ロ．口座開設手続きに関する事項

ハ．証券投資手続きに関する事項

- ニ．禁止行為に関する事項(法令諸規則の禁止行為や保有制限などを含む。) など

- ・ なお、協会員が既に社内規則を保有する場合には、今回規定する自主規制規則の要求を満たしているか否か一斉点検を行い、必要に応じて速やかに態勢の見直しを行うことが適当である。

- ・ また、昨今発生しているインサイダー取引の事案においては、証券会社の従業員のみならず、業務上、未公表の重要事実に接する機会が多い職種・職責に属する者が違反を犯しているケースが多数見受けられる。先般、上場会社にご協力をいただき、当該上場会社等の役員に関する情報を登録し、会員が保有する顧客情報と照合するシステムの構築について決定し、現在、当該システムを構築中である。このような未公表の重要事実に接する機会が多い職種・職責に属する者についても同様にデータベース化することは、インサイダー取引等の不公正取引の抑止効果が期待できるのではないかと考える。

- ・ そこで、まずは、業務上、未公表の重要事実を事前に入手しやすい立場にある協会員の役職員については、インサイダー取引が行われないよう、各協会員における属性チェックを厳格化する観点から、内部者情報システム等のデータベース(以下、「顧客データベース」)に登録し、会員は、顧客データベースに登録された氏名、勤務先等を自社口座と照合するなどの対応実現に向けた具体的な検討を早急に行う。

本件については、個人情報の利用に関する取扱い等に十分留意しつつ、早期に実現するために既存の外務員のデータベースの情報の活用から始めるなど、いくつかのフェーズに分けて実現することが現実的である。

- ・ なお、特別会員にあっては、登録金融機関業務以外に銀行業、生損保業、短資業等それぞれ本業があり、その中で未公表の重要事実に接する機会が多い業務を行っている役職員がいる一方、当該情報をほとんど知ることができない役職員が混在する中で、一律、全役職員の情報を登録する必要性については、十分検討する必要があるのではないかという意見や、未公表の重要事実に接する機会が多い業務を行っている役職員から始めてはどうかとの意見もあった。これらについては、引き続き十分慎重に検討することが適当である。
- ・ 更に、前述のとおり、昨今発生しているインサイダー取引事案においては、協会の役職員以外にも、業務上、未公表の重要事実に接する機会が多い職種・職責に属する者も多い。したがって、その所属する法人が役職員に株式等の取引規制をかけている場合など、一定の確認が有効とされる場合には、当該法人から当該役職員に関する属性等に関する情報を提供していただき、インサイダー取引の未然防止のためのデータベースに追加し、上記協会の役職員と同様な管理を行うことも考えられるため、これらについても検討を行うこととする。
- ・ 以上、これらの顧客属性を協会が把握できることにより、受注時の管理、取引後のチェックが徹底され、インサイダー取引等の不公正取引防止に効果を発揮するのではないかと考える。

なお、これらの対応は、株式取引自体を抑止することを目的としているわけではなく、不公正取引の未然防止策であることに留意しつつ、必要な対応を検討するとともに、引き続き金融・資本市場の育成及び発展のための不断の努力を続けていくべきである。

### (3) インサイダー取引防止のための協会における売買管理・内部管理態勢について

インサイダー取引については、未然防止策に加え、再発防止を強化する観点から、早期発見のための更なる対応を検討する必要がある。最終的な事案の摘発や処分などは行政や司法が行うとしても、会員による早期発見が結果的に再発防止に資することを踏まえれば、会員各社における管理態勢の更なる整備は重要となる。そこで売買管理の充実・強化を中心に検討を行うこと

とした。

#### 既存の対応

- ・ インサイダー取引に関する売買管理については、本協会及び取引所の「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」等において、一定の売買管理を行うことを義務付けているところである。
- ・ また、本年2月より、本協会における「内部者取引の未然防止に関する検討ワーキングの分科会」において、上場会社の役員等以外の顧客によるインサイダー取引に関する会員における取組み等を検討してきたところである。(別添「会員における内部者取引に係る売買審査の強化等について」参照)

#### 対応の方向性

- ・ 会員は、前述の規則に基づき、一定の売買管理を行っているところではあるが、インサイダー取引特有の取引実態を踏まえ、インサイダー取引であることが疑われる取引の抽出基準を本協会において定めるとともに、会員においては、当該抽出基準に基づき取引調査を行い、インサイダー取引であることが疑われる取引が抽出された場合には、市場監視機関に報告を行うことを本協会規則に規定することとする。
- ・ なお、協会が定める抽出基準については、今後も当局等と密接に連絡を取りながら、インサイダー取引の具体的事案の内容等を踏まえ、適宜、見直しを行っていく。
- ・ また、上記方法に併せ、(2)で検討している顧客データベースを売買管理にも活用することなど、顧客情報の管理態勢を整備していくことで、インサイダー取引に関する内部管理態勢の強化が図られると考える。

#### (4) 協会員の役職員の倫理意識の向上について

今般の事案に関しては、協会員の内部管理態勢の整備に加え、協会員の役員個々人がより厳格なプロフェッショナルな意識を持ち、業務を行うことが重要であることを再認識する事案であった。そこで、役職員の倫理意識の向上に向けた対応について検討を行った。

#### 既存の対応

- ・ 金融庁の「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」での論点整理を契機に、本協会においては昨年「協会員における倫理コードの保有及

び遵守に関する規則」を制定し、協会員において「倫理コード」の制定を要請したところである。

- ・ また、当該倫理コードの実効性を確保するため、運用管理責任者の設置、役職員に対する教育及び研修の実施並びに違反があった場合の対応等、協会員において必要と認める社内管理態勢の整備についても求めているところである。
- ・ 更に、金融庁や金融界が意識をあわせ、横断的な「プリンシプル」の保有についての検討も行われているところである。

#### 対応の方向性

- ・ 協会員は、前述の規則に基づき、役職員に対する教育及び研修等が求められているところであるが、現状の各社の対応には、濃淡があることから、協会員における倫理意識の向上に向けたより一層の取組みを引き続き行っていくよう、本協会から要請する。その要請には、例えば、協会員の新入社員研修において、証券市場に携わる者としての自覚と責任を徹底させるための事項や、法人関係情報を利用した不公正取引に限らず、法令違反を行えば、必ず露見し、厳罰が課されるということに関する事項も盛り込む等、併せて行うことが適当である。
- ・ また、統一的な倫理意識の向上に向けた取組みとして、本協会で実施している外務員資格試験及び資格更新研修において、倫理に関するプログラムを導入することを検討する。また、継続的な法令遵守に関する研修プログラムを提供することについても検討することが必要である。
- ・ なお、上記具体策については、外務員等資格試験委員会の下ワーキング等において検討することが適当である。

#### (5) 違反者に対する処分の厳格化について

再発防止の観点に立つと、法令諸規則の違反に対する処分の厳格化は、相当の効果が期待できる。そこで現行の対応の更なる強化に向け検討を行った。

#### 既存の対応について

- ・ 現在、本協会が自主規制機関として所属協会員の役職員に対して行う処分には、2年以内の外務員資格の効力停止処分、外務員資格の取消処分及び不都合行為者処分がある。
- ・ 他方、外務員の登録等に関し、本協会は国から法令上の委任を受けており、当該委任に基づく行政処分として、2年以内の外務員の職務停

止処分及び 外務員登録の取消処分を行っている。

- ・ 協会員の役職員がインサイダー取引規制違反を行った場合には、金融商品取引業の信用を著しく失墜させることとなることから、原則として、上記のうち最も重い不都合行為者処分を行っている。不都合行為者処分がなされた場合には、処分対象者は、外務員資格、営業責任者資格及び内部管理責任者資格が取り消され、本協会に備え付けられた不都合行為者名簿に記載されるとともに、協会員は、当該不都合行為者について、その決定を受けた日から5年間は採用してはならないこととなっているところである。
- ・ また、当該インサイダー取引規制違反が発生した際の協会員の情報管理態勢に不備があるときは、協会員に対しても処分を行っているところである。

対応の方向性

- ・ 協会員の役職員に対しては、上記のとおり、一定の処分を課しているところであるが、インサイダー取引に関与した協会員の役職員に対して、現状以上の厳しい措置を用意すべきであると考えられることから、協会員の役職員が関与するインサイダー取引の一層の抑止力向上を目的として厳罰化を図ることが適当である。
- ・ 具体的には、不都合行為者の規則等を見直すこととし、不都合行為者として取扱う期間について、現行の5年間に加えて、インサイダー取引を行い金融商品取引業の信用を著しく失墜させた場合には、当該期間を5年超（例えば無期限）とすることが適当である。
- ・ また、インサイダー取引に係る未公表の重要事実が協会員の役職員から漏洩されている場合で、その所属協会員における未公表の重要事実に関する情報の管理態勢に不備が認められるときは、その協会員に対する処分について、従来に増して厳格な処分を行うことが適当である。
- ・ なお、上記協会員に対する処分については、自主規制会議の下に設置されている「協会員の処分のあり方に関するワーキング」において検討することが適当である。

#### (6) その他

インサイダー取引規制違反者に対する抑制としては、米国等に見られるように、摘発されると経済的に全く引き合わないような厳罰を課すことが効果的と考えられる。



現在、金商法の改正作業が行われており、インサイダー取引を含む不公正取引を行った者に対する課徴金については、更なる厳格化が図られる予定ではあるが、課徴金が不当利得の返還に主眼が置かれている以上、これに対応するのは難しい。

このため、インサイダー取引の一層の抑止を目的として、行政当局に対し、罰金刑の金額の引上げ、懲役刑の期間の延長といった刑罰の厳罰化を求める等、一層の法整備を求めていくことが適当である。

### 3 . 早期実現に向けた対応

以上、本ワーキングにおいては、短期集中的に多くの論点を整理し、対応の方向性を取りまとめたところであるが、これらを早期に実現するために、引続き本ワーキングを中心に検討を行う予定である。

具体的な検討を行った結果として、システム対応など一定の期間が必要なものは別として、実現可能なものから実施に移すこととし、金融・資本市場の信頼回復に資することとしたいと考えているところである。

なお、その際、コストベネフィットに留意しつつ、効果的な対応を図っていくこととしたい。

以 上